



～最近の認知症関連の話題から～

今回は、認知症関連の話題を二つ。

★一つめ。2017年4月26日～4月29日、ADI (国際アルツハイマー病協会) 国際会議が、京都市で開催されました。新聞報道などによりますと、世界各地70か国から、地域の方も含め約4000人（認知症の方が約200人）が参加されたようです。認知症本人やその家族が登壇し、認知症の人とともに生きる社会づくりを訴えました。

「認知症でなく人を見てほしい」

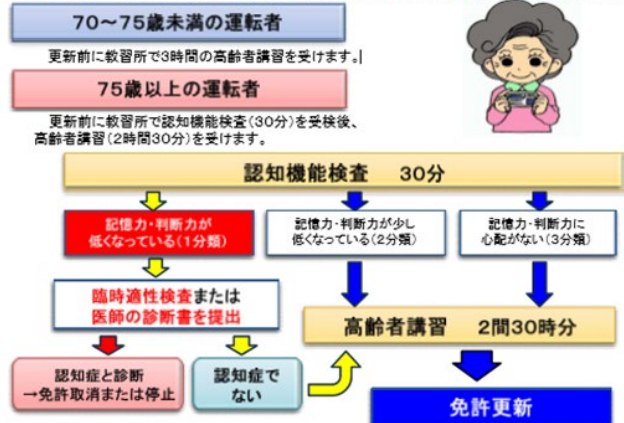
「認知症もひとり一人違う」

「認知症は、支援されるばかりでなく、支援したり教えたりすることもできる」

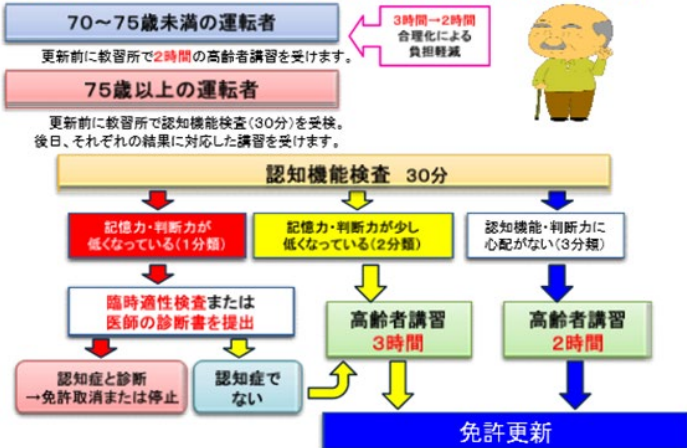
～2017年4月28日 朝日新聞記事より～

法改正後の旧法・新法対象者の講習の相違

★★旧法が対象となる方★★ 免許証の有効期限が H29.9.11 までの方



★★新法が対象となる方★★ 免許証の有効期限が H29.9.12 以降の方



～徳島県警察 HP より引用～

★もうひとつ。平成 29 年 3 月 12 日より改正道路交通法が施行され、75 歳以上の方の運転免許制度がかわりました。認知機能検査で、「認知症のおそれがある」と判断された方は、違反の有無にかかわらず、医療機関での診察を受けることが義務付けられました。“認知症”と診断されると、免許停止や取り消しの処分が下される可能性があります。

運転技術に自信がない場合は、運転免許証を自主返納することができますが、買い物や通院などの日常生活に支障をきたすのは必至です。免許証を返納後、申請すれば運転経歴証明書を発行してもらえます。この証明書があれば、タクシー運賃などが割引になり優遇を受けられますが、まだまだ特典の種類も少ないのが現状です。

昨今、高齢者ドライバーの事故は多くなってきています。この機会に自動車運転について、ご家族で話しあってみてはいかがでしょうか？詳しくは、徳島県警察のホームページ (HP) をご覧ください。

(院長 笠松 哲司)





訪問診療・往診専門

医療
法人

かさまつ在宅クリニック

かさまつ

通信

No. 14

(平成 29 年 6 月)

近年、重症心身障害児（者）の医療ケアが高度化し、その看護度が増していますが、必要な医療ケアをスコア化して重症度を判定するものが“超重症児スコア”と呼ばれます。超（準超）重症児さんとは、医学的管理下に置かなければ、呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な状態にあるお子さんを差します。超重症児スコアは、呼吸管理や食事機能などについてスコアを算定することで、客観的に重症度を判定するひとつの指標になっています。

今年度に入り、当クリニックの小児科にも数人の在宅患者さんの紹介が続きました。気管切開をしているお子さん、人工呼吸器を使用しているお子さん、在宅酸素を使用しているお子さん、胃瘻から経管栄養を行っているお子さん。スコアを計算すると超重症児さんに当てはまる方もおられます。

また、この他にも訪問診療、訪問看護・介護など様々なサービスを利用しなければ、在宅での療養が非常に難しい患者さんもおられます。

小児の患者さんの場合は、教育現場や行政担当者さんとの連携も必須です。多職種のスタッフのご協力のもと、長期の入院から無事にご自宅に退院され、まずは在宅療養がスタートできたことを嬉しく思います。

まだまだ十分とは言えない小児在宅医療体制ですが、少しずつ「顔の見えるネットワーク」も広がっています。連携を取りながら、重症児さんのサポートをしていければと思います。

とはいえ、小児の患者さんにいちばん身近であろうと思われる吸引器ですが、皆さん各々が退院時に支給されたコネクターやカテーテルがバラバラで…(-_-;)。ここ数日、同じような形のコネクター数種類とにらめっこの日々でした(笑)。物品管理も統一化していけないものでしょうか…？なににごとも経験して勉強です。

(小児科 笠松 由華)

